

令和7年3月26日 更新

公害健康被害補償制度に基づく
医療費等の請求について
(病院・診療所用)

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区健康政策部(保健所) 健康医療政策課 公害保健担当

電話 03-5744-1246 FAX 03-5744-1523

は じ め に

昭和 49 年 9 月 1 日「公害健康被害補償法」が施行され、同年 11 月 30 日大田区はこの法律の第一種地域（大気汚染）に指定されました。

この制度は、指定地域内での大気汚染による指定疾病にかかっていると認定された方（被認定者）に対して、医療その他の補償給付を行うもので、その財源には、大気汚染の原因物質を排出する事業者から徴収する賦課金及び自動車重量税の一部が充てられております。

その後、大気汚染の態様の変化に伴い、昭和 63 年 3 月 1 日この法律は「公害健康被害の補償等に関する法律」と改正施行され、第一種地域の指定が解除されることにより、同日以降は新規の認定を行わないことになりました。しかし、これまでに認定された方に対しては、引き続き補償給付を行うことになっております。

つきましては、この法律に基づく補償給付の実施のため、格段のご配慮を賜りたく本書を作成いたしましたので、よろしく御協力くださいますようお願い申し上げます。

目 次

公害診療報酬等の請求について	1
資料 1 公害医療機関の診療報酬の請求について.....	5
(I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項の部分を抜粋)	
資料 2 公害医療機関の療養に関する規程.....	10
資料 3 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の 額の算定方法.....	12
資料 4 公害診療報酬請求書.....	15
資料 5 公害診療報酬明細書（入院）	16
資料 6 公害診療報酬明細書（入院外）	17
資料 7 支払金口座振替依頼書・資料 8 公害医療手帳.....	18

公害診療報酬等の請求について

1 公害診療報酬等の請求及び支払

指定疾病に係る医療費（公害診療報酬）は、全額当区で負担します。

従って健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金及び食事代の自己負担分の徴収並びに保険（支払基金・国保連合会）等への請求はされないようお願いします。

なお、被認定者であっても認定疾病以外の疾病に係る医療費については、本制度が適用されませんので御注意ください。

(1) 請求期限（「公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令」昭和 49 年 9 月 28 日付け総理府令第 64 号）

診療を行った月の翌月 10 日（10 日が閉庁日の場合は 10 日以前の直近の開庁日）までに提出してください。11 日以後に提出された場合は、翌月の処理となります。

(2) 時効

診療を行った月の翌月の 1 日から 5 年間で完成するので、それ以後は請求できません。

※ただし改正民法の施行日以前（令和 2 年 3 月診療分まで）の時効は 3 年間です。

(3) 請求方法

【病院・診療所】

「公害診療報酬請求書」（様式第 1 号）に「公害診療報酬明細書」（様式第二号）（一）入院 （二）入院外を添えてください。

【訪問看護ステーション】

「公害訪問看護報酬請求書」（様式第 1 号の 3）に「公害訪問看護報酬明細書」（様式第六号）を添えてください。

(4) 診療報酬等の点検・審査

事務局において請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「大田区公害診療報酬等審査会」で請求内容の審査を行い、報酬の額を決定します。

なお、審査会が必要と認めるときは、法の規定に基づき療養担当者等に説明を求めることがありますので、その際にはご協力をお願いします。

(5) 支払

支払金は指定の金融機関の口座へ振り込みますので、初めての請求の際に「支払金口座振替依頼書」により指定口座をお届けください。

なお、医療機関コード、口座、住所等を変更される場合は、改めて届けが必要となります。

(6) 増減通知書

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。この増減については、請求のあった月の末日までに「増減通知書」で通知します。減点に異議がある場合は、再審査の申出ができます。

(7) 明細書の返戻

審査の結果、記載不備等で診療報酬の額が決定できない時は、その明細書を公害医療機関に返戻します。この場合、返戻された明細書を補正して、翌月分の請求のときに再請求をしてください。

点検の結果、被認定者台帳に該当者のないもの、認定有効期間が満了しているもの等についても返戻します。認定有効期間が満了している等の理由により請求できないものは更新認定され、資格が認められない限り再請求をすることができません。（更新が認定された場合は、更新前の有効期間の末日の翌日にさかのぼり有効期間が開始となるので、認定されない期間が生じることはありません。）

2 指定疾病

旧第一種地域の指定疾病は、(イ) 慢性気管支炎 (ロ) 気管支ぜん息 (ハ) ぜん息性気管支炎 (ニ) 肺気腫及びこれらの続発症です。

3 公害医療手帳

被認定者には、「公害医療手帳」が交付されます。被認定者が公害医療機関で指定疾病について診療を受ける際には、必ずこの「公害医療手帳」を提示することになっています。

4 公害医療機関

健康保険法の保険医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局、国民健康保険法の療養取扱機関及び生活保護法の指定医療機関等が公害医療機関とされています。

5 療養の給付の範囲

公害医療機関における、指定疾病に係わる療養の給付の範囲は、次のとおりです。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

6 訪問看護の対象について

訪問看護ステーションによる訪問看護の対象は、原則として特級及び1級の被認定者の内、認定疾病により、居宅において継続的に療養上の世話、診療の補助（いわゆる看護）を受ける必要があると主治医が認めた者としします。この場合、第一種地域にあつては在宅酸素療法指導管理料が算定されている者等がこれに相当します。

7 訪問看護ステーション制度の概要について

訪問看護ステーションは、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人及び厚生労働大臣が定める者、(公的医療機関の開設者、地域の医師会、看護協会等)のうち、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者を実施主体とする機関で

あって、主治医の指示に基づいて、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士による訪問看護サービスを提供するものです。

訪問看護サービスの内容は、介護に重点をおいたサービスであり、具体的には、病状観察、清拭、洗髪、褥瘡処置、体位交換、カテーテル等の管理、リハビリテーション、ターミナルケア、食事・排泄の介助、家族等への介護指導等です。

8 公害診療報酬の額の算定方法

公害医療機関における指定疾病に係る診療報酬の額は、「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（12 頁、資料 3）に基づいて、医科点数表の点数により算定します。

「公害疾患特掲診療費」は、公害独自の点数となっています。

9 公害診療報酬明細書の記載について

公害診療報酬明細書には、**入院**と**入院外**があり、それぞれ点数の記載欄が、入院については、**10 円欄**と**12 円欄**、入院外については、**10 円欄**と**15 円欄**とにわかれています。

（1）1 点 **10 円欄** に記載するもの（入院・入院外共通）

ア 公害疾患特掲診療費

- ・公害疾患相談料：28 点（280 円） 月 2 回が限度 初診での算定不可
- ・公害外来療養指導料：510 点（5100 円）月 1 回 初診の日又は初診の日から 1 ヶ月以内での算定不可
- ・公害入院療養指導料

イ 薬剤料、フィルム料及び器材料等

注射、処置、検査、画像診断で使用した薬剤・フィルムは **10 点欄** で算定してください。（手技料、撮影料等とは分けて算定）

（2）1 点 **12 円欄**（入院）、1 点 **15 円欄**（入院外）に記載するもの

ア 前記（1）以外のもの 健康保険法の規定により算定します。

イ 手技料、撮影料等

注射の手技料、画像診断の撮影料・判断料は、**15 点欄** で算定してください。

※注 点滴注射又は中心静脈注射に使用した回路の加算点数は、注射手技料に加えて 1 点 **12 円欄**（入院）、1 点 **15 点欄**（入院外）に記載してください。

（3）その他

「診療報酬明細書の記載について」を参照ください。

10 処方せんの取扱い

公害医療機関が被認定者への投薬（認定疾病に係わるものに限ります。）のための処方せんを発行する場合は、「公害」と表示するとともに「公害医療手帳」の記号番号を記載してください。

11 公害診療報酬明細書の作成料

当区の要綱の定めにより、1 件につき 550 円（消費税含む）の作成料を支払います。

12 請求書等の送付・照会先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区健康政策部(保健所) 健康医療政策課 公害保健担当

電話 03-5744-1246 FAX 03-5744-1523

※なお、公害診療報酬請求書用紙・公害診療報酬明細書用紙が不足の際は、当区ホームページ上で取得することもできます。郵送を御希望の場合は、上記担当まで請求してください。後日郵送いたします。

インターネットから「大田区 公害請求」で検索



「病院、薬局からの請求方法等」から

様式をダウンロードできます。

資料 1

公害医療機関の診療報酬の請求について

平成 9 年 3 月 31 日環保企第 166 号
環境庁企画調整局環境保健部企画課保健業務室長通知
改正 平成 26 年 4 月 25 日環保企発第 1404251 号
(診療報酬部分抜粋)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第一 公害診療報酬請求書(様式第一号)については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和五十一年八月七日付け保険発第八二号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。)別添 2 第 4 によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード七桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第二 公害診療報酬明細書(様式第二号)については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 **公害診療報酬明細書(入院)**の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。

- ウ 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
- (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。
- (7) 「転帰」欄について
治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。
なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。
- (8) 「診療実日数」欄について
入院日数を記載すること。
他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。
- (9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について
公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月二十九日環境庁告示第四十号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第一章 公害疾患特掲診療費第二入院料」及び「第三章 その他の診療報酬一薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(一点一〇円) 点」欄に点数を記載すること。「第三章 その他の診療料二その他」については、「(一点一二円) 点」欄に点数を記載すること。
- (10) 「㊸注射」欄について
注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。
- (11) 「㊹画像診断」欄について
画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。
- (12) 「㊺入院」欄について
ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る一日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成二十年三月厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第一章第二部の例によること。）及び日数を「× 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「(一点一二円) 点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合は、それぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第一章の第二の1の(1)に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「(一点一〇円)点」の欄に記載すること。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第一章第二部の例によること）を「(一点一二円)点」欄に記載すること。また、「(一点一二円)点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「(一点一二円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

イ 「②」欄には、「(一点一〇円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「㊟食事」欄について

「基準」の「円×回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る一食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乘じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の一食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の一日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に一・二を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成十年三月三十一日老健第七〇号・保険発第五一号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第三の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「年 月 分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第一章公害疾患特掲診療費第一診察料」及び「第三章その他の診療報酬一薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(一点一〇円) 点」欄に点数を記載すること。「第三章その他の診療料二その他」については、「(一点一五円) 点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄にネブの記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄にネブの記号を表示すること。

ウ「その他」の項には、医科点数表第二章第一部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑳注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「㉑皮下筋肉内」及び「㉒静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「㉓その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㉔薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㉔薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「⑧⑩その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成十三年五月二十四日環企第五八七号）の第五章第六の二に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成十年三月三十一日老健第七〇号・保険発第五一号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(8) その他

2の(16)によること。

資料 2

公害医療機関の療養に関する規程

昭和 49 年 8 月 31 日環境庁告示第 48 号

[改正] 平成 26 年 3 月 11 日環境省告示第 31 号

第 1 章 公害医療機関の療養担当

(公害医療機関の義務)

第 1 条 公害医療機関は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けた者（以下「被認定患者」という。）の指定疾病（法第 2 条第 3 項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。）についての療養の給付を担当しなければならない。

(療養の給付の担当の範囲)

第 2 条 公害医療機関が担当する療養の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(療養の給付の担当方針)

第 3 条 公害医療機関が担当する療養の給付は、被認定者の療養上妥当適切なものとする。

(受給資格の確認)

第 4 条 公害医療機関は、被認定者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提示する公害医療手帳によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。

(助力)

第 5 条 公害医療機関は、法第 8 条第 1 項の認定の更新をする必要があると認めたとき、被認定者に対し訪問看護ステーション（健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 69 条に規定する訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）から訪問看護（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）の給付が行われる必要があると認めたとき、又は被認定者に対し移送の給付が行われる必要があると認めたときは、速やかに、その者に対し必要な手続きをとらせるように努めるものとする。

(証明書等の交付)

第 6 条 公害医療機関は、被認定者から、補償給付を受けるために必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、これらの書類を当該被認定者に交付するものとする。

(療養の給付の記録)

第 7 条 公害医療機関（訪問看護ステーションを除く。）は、被認定者に関する診療録、調剤録又はサービスの提供の記録には、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 23 条各号、薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）第 16 条各号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 9 条第 2 項、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 10 条第 2 項、指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 74 条において準用する第 19 条第 2 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 18 第 2 項若しくは同基準第 182 条において準用する第 3 条の 18 第 2 項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 74 条において準用する第 19 条第 2 項に掲げる事項のほか、その者の公害医療手帳の記号番号及び当該公害医療手帳を交付した都道府県知事又は法第 4 条第 3 項の政令で定める市の長の名称をあわせて記載するものとする。

2 公害医療機関（訪問看護ステーションに限る。）は、被認定者に対して行った訪問看護に関し、その者の公害医療手帳に必要な事項を記載するものとする。

（帳簿等）

第 8 条 公害医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存するものとする。

（通知）

第 9 条 公害医療機関は、被認定者（被認定者が 15 歳に満たない者であるときは、その者を養育している者）が正当な理由がなく療養の指示に従わなかったときは、速やかに、意見を付して公害医療手帳を交付した都道府県知事又は法第 4 条第 3 項の政令で定める市の長に通知するものとする。

第 2 章 診療方針

（診療の方針）

第 10 条 診療を担当する医師は、一般に医師として診療の必要があると認められる指定疾病について、適確な診断をもとに、被認定者の健康の保持増進上妥当適切な診療を行うものとする。

第 11 条 診療を担当する医師は、一般に療養上必要があると認められるもののほか、公害医療の特殊性にかんがみ、続発症発生防止のための予防的処置、被認定者の定期的医学管理の実施等公害医療の特殊性に配慮した診療を行うものとする。

（特殊療法等）

第 12 条 診療を担当する医師は、特殊な療法については、環境大臣の定めるもののほか行ってはならない。

（使用医薬品）

第 13 条 診療を担当する医師は、環境大臣の定める医薬品以外の医薬品を被認定者に施用し、又は処方してはならない。

（訪問看護との関係）

第 14 条 診療を担当する医師は、被認定者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該被認定者に係る訪問看護指示書を当該被認定者の選定する訪問看護ステーションに交付しなければならない。

2 診療を担当する医師は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に対しては、当該訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

資料 3

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

平成 4 年 5 月 29 日 環境庁告示 40 号
[改正] 平成 20 年 3 月 21 日 環境省告示第 24 号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十二條の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法を次のように定め、平成四年六月一日から適用し、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（昭和四十九年八月環境庁告示第五十号）は、廃止する。ただし、平成四年六月一日前に行われた療養に係る診療報酬の請求及び療養費の支給の請求については、なお従前の例による。

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

- 一 公害医療機関（病院又は診療所に限る。）に係る診療報酬の額は、別表により算定するものとする。
- 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成二十年三月厚生労働省告示第五十九号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、診療報酬の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。
- 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーション等に限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年三月厚生労働省告示第六十七号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。
- 四 前三号の規定により、公害医療機関が毎月分につき都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市ごとに請求すべき診療報酬の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

第 1 章 公害疾患特掲診療費

第 1 診療料

1 公害疾患相談料 280 円（28 点）

注 1 初診料（診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号 A 0 0 0 初診料をいう。以下同じ。）を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。

2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。

3 公害疾患相談料は、同一月に 2 回を限度として算定する。

2 公害外来療養指導料 5,100 円 (510 点)

注1 公害外来療養指導料は、指定疾病（公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。）に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。

2 削除

3 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に710円（71点）を加算する。

4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。

5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注3の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。

（1） 医科点数表の区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料

（2） 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の4.小児特定疾患カウンセリング料

（3） 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の5.小児科療養指導料

（4） 医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料

（5） 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料

7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料

1 公害入院療養指導料

（1） 病院に収容されている患者の場合（1日につき）

イ 入院の日から起算して3月以内の期間 750円（75点）

ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 1,250円（125点）

（2） 収容施設を有する診療所に収容されている患者の場合（1日につき）750円（75点）

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導（在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。

2 清浄空気室管理料 580円（58点）

注 別に環境大臣の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。

第3章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、診療報酬の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

1 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円

2 その他

（1） 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和49年総理府令第64号）様式第二号（一）により請求する診療費 12円

（2） 同省令様式第二号（二）により請求する診療費 15円

資料 4

病院用請求書

(みほん)

年 月 分 公害診療報酬請求書（病院・診療所）				
区 分	入 院		入 院 外	
	件 数	金 額	件 数	金 額
請 求 額				
※ 決 定 額				

上記のとおり請求する。

年 月 日

医療機関コード

所在地

公害医療機関

名 称

(電 話)

開設者の氏名又は名称

印

(宛 先) 大田区長

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

----- 切り取らないでください。 -----

審 査 録

	審査月・収受番号	審査委員
意 見		

資料 5

病院用明細書（入院）（みほん）

公害診療報酬明細書（入院）

年 月

様式第二号（一）

公害医療手帳の記号番号		大田(11)－	
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生		
公害医療機関の所在地及び名称			
疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 ハ ぜん息性気管支炎 (2) (3)	ロ 気管支ぜん息 二 肺炎しゅ	診療開始日
			(1) (2) (3)
		転	治
		死	中
		止	診
		療	実
		日	数
			日
11 初 診	時間外・休日・深夜	回	(1点12円) 点 (1点10円) 点
13 医学管理			
14 在 宅			
20 投 薬	21 内 服 22 屯 服 23 外 用 24 調 剤 26 麻 毒 27 調 基	単位 単位 単位 日 日	
30 注射	薬 剤	回	
40 処置	薬 剤	回	
50 手術	薬 剤	回	
60 検査	薬 剤	回	
70 画像診断	フィルム等	回	
80 その他	薬 剤	回	
90 入院	入院年月日		
	病 診 90 入院基本料・加算	日間 日間 日間 日間 日間	
	公害入院療養指導料	日間 日間	
	清浄空気室管理料	日間	
	そ の 他		
小 計		① 点 ② 点	
97 食事	基準 特別 食堂	円× 回 円× 回 円× 日間	円 円 円
小 計		③	円
合 計	④ 12円×① ⑤ 10円×② ⑥ 1.2 ×③ ⑦ ④+⑤+⑥		円 円 円 円
※ 決 定			円

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

資料 6

病院用明細書（入院外）（みほん）

公害診療報酬明細書（入院外）

年 月

様式第二号（二）

公害医療手帳の記号番号 大田(11) -		公害医療機関の所在地及び名称	
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 年生		
疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 (2) ハ ぜん息性気管支炎 (3) 口 気管支ぜん息 二 肺炎しゅ	診療開始日	(1) (2) (3)
		転帰	治癒 死亡 中止 診療実日数 日
		(1点15円)点	(1点10円)点
11 初診	時間外・休日・深夜 回		
再診	× 回		
12 外来管理加算	× 回		
再時間外	× 回		
休日	× 回		
診深夜	× 回		
13 公害相談	回		
公害外来療養指導			
医学管理その他	回		
往診	回		
14 夜間	回		
深夜・緊急	回		
在宅患者訪問診療	回		
在宅その他薬剤			
21 内服薬剤	単位 回		
20 調剤	× 回		
22 屯服	単位 回		
23 外用薬剤	単位 回		
調剤	× 回		
25 処方	× 回		
26 麻毒	回		
27 調基			
30 31 皮下筋肉内	回		
32 静脈内	回		
33 その他	回		
34 薬剤			
40 処置	回		
薬剤			
50 手術術後	回		
薬剤			
60 検査	回		
薬剤			
70 画像診断	回		
フィルム等			
80 その他	回		
処方せん			
薬剤			
小 計		① 点	② 点
合 計	③ 15円×①		円
	④ 10円×②		円
	⑤ ③+④		円
※ 決 定			円

診療日を○で囲むようお願いします。

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

資料 7

第37号様式乙
(会第76条)

医療機関コード

太枠内をご記入ください

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

担 当 課
年 月 日
係 員 係 長 課 長

係 員 係 長 課 長

備考
一 本様式への記載内容は、当区における支払・収入事務以外には利用しません。
二 訂正・削除等には訂正印を押印してください。ただし、※印の項目は訂正印を用いても訂正・削除等はできません。

本様式は、同一年度間を通じて口座振替の依頼をする場合に使用してください。
本様式に使用する印は、請求書に使用するものと同一印にしてください。

支払金の内容

公害健康被害補償給付

振込口座

金融機関
銀行・信用金庫
信用組合

支店出張所

預金種目
1 普通 2 当座

※口座番号
(右づめ)

口座カナ

※口座名義

私が今後大田区から受ける支払金については、取消しの申出をしない限り上記口座に振り込んでください。
(宛先) 大田区長 提出日 年 月 日
依頼人 郵便番号
住 所
電話番号
※氏 名

印鑑
請求書に使用する印
(スタンプ印等は不可)

資料 8

- この手帳について
- 認定疾病について治療を受けるときは、この手帳を病院や診療所等の公害医療機関に提示してください。
 - 認定疾病について治療を受けたときは、この手帳の治療記録の欄に記入してください。
 - この手帳の表紙に記入してある事項に変更があったときは、この手帳を添えて届け出てください。
 - この手帳を他人に貸したり譲ったりしてはいけません。
 - この手帳は、なくさないように大切に持ちください。もし、破ったり、なくしたり、よごしたときなどは、再交付を申請してください。
 - 認定疾病が治ったとき、この手帳の有効期間がきたとき、認定の取消しを受けたとき、又は被認定者が死亡したときには、この手帳をすぐに返還してください。
 - その他、不明な点がありましたら下記まで問い合せしてください。

公害医療手帳

記号番号	11-		
認定	令和 年 月 日	交付	令和 年 月 日
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和 年 月 日	性別	
住所			
認定疾病	気管支ぜん息		

〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区保健所健康医療政策課公害保健担当
☎03-5744-1246(直通)

大田区長

